

平成25年度予算編成方針

第1 本市を取り巻く財政状況と平成25年度の見通し

我が国経済は、欧州や中国等の対外経済環境を巡る高い不確実性に加え、電力供給の制約等様々な下振れリスクを抱えており、景気は弱めの動きとなっている。また、超高齢社会が到来し、社会保障関係経費が増嵩する中、国は財政赤字が恒常的なものとなっており、地方においても、経済対策などを理由に多額の地方債を発行してきたことにより、将来世代への負担の先送りが懸念されている。

こうした国・地方を通じた厳しい財政状況にあつて、本市においては、限られた財源の下、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現をめざしていくため、「県都『あきた』成長プラン」（第12次秋田市総合計画）と「県都『あきた』改革プラン」（第5次秋田市行政改革大綱）を車の両輪としながら基本理念の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

平成25年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は個人市民税が増加する一方、固定資産税が減少し、全体でほぼ前年度並みとなるものの、世界同時不況以前の水準にはほど遠い状況にある。また、総務省の概算要求を踏まえると、地方交付税は平成24年度当初予算額と比較して約3億円の減額が見込まれる一方で、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債が大幅に増額されている。この結果、歳入一般財源は、財政調整基金・減債基金を取り崩すことなどにより、ようやく前年度同程度を確保できるものの、依然として厳しい財政状況になるものと見通している。

歳出（一般財源ベース）では、人件費が減少する一方で措置費が増加するため、義務的経費が前年度とほぼ同額になる見込みであるが、人件費の減は美術工芸短期大学の四年制大学移行に伴う政策経費への振替によるものであり、この要素を加味すると、義務的経費は実質約4億円の増となる。また、政策経費では、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、本市の成長を実現するための成長戦略事業をはじめ、現在進めている大規模事業等に要する経費について予算を最優先に確保する必要がある。以上の歳入歳出の見通しから、成長戦略事業以外の政策経費および経常経費に配分する予算の削減は避けられない状況になっている。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策、政局の動向など、未だ不確定な要素も多く、各部局においては、情報収集とともに適切な対応が必要である。

第2 予算編成の基本的な考え方

平成25年度当初予算編成においては、前述の財政見通しを踏まえ、市民生活に必要なサービス水準を保ちつつ、新たな市民ニーズにも的確に応えるため、以下の考え方により、財源の効果的・効率的な活用に取り組むこととする。

1 総合計画と行革大綱の推進

「県都『あきた』成長プラン」に位置付けた施策・事業を着実に推進し、市勢の発展と市民福祉の向上に傾注するとともに、「県都『あきた』改革プラン」に掲げた取組を着実に実施し、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するよう、最大限の努力をすること。

2 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、必要性、有効性、経済性、効率性の観点から、その妥当性等を十分に検証するとともに、事務事業評価結果に基づき、改善や見直しを引き続き進めること。

また、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、既存事業の見直しにより財源を捻出すること。

3 通年型予算の徹底

歳入に繰越金と基金繰入金を見込み、成長戦略事業を含む政策経費にかかる一般財源の所要額を最大限確保していることから、年間の所要額を精査して要求すること。

したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

4 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るほか、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上につなげるという観点から新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

5 市債の抑制

市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において市債発行の抑制に努めること。

第3 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、これまでも受益と負担の適正化に基づく見直しを行ってきているが、引き続き負担の公平性の観点に立って検証すること。
- (3) 市債については、原則、後年度交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更が考えられることから、計上にあたっては十分注意すること。
なお、交付税措置がある市債であっても、事業内容や将来の本市財政に与える影響等を踏まえ、適正な規模とするための調整を行う。
- (4) 新規財源検討連絡協議会が定めた対応方針に基づき、広告の掲載、広告板の設置を進めるほか、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」に基づく行政財産の貸付等による新規財源の獲得に向け、積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用計画のない市有地等については、売却等の活用を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 市民サービスに直接影響のない管理的経費については、徹底した見直しと削減を行うこと。
- (2) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、見積もりを行うこと。
特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を行った上で、予算要求すること。
- (3) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果等を十分に精査し、明確な基準の下で整理を行うこと。
また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態を正確に把握した上で、予算要求すること。
- (4) 委託料については、積算根拠や委託手法等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。
特に、随意契約をしている委託業務については、一般競争入札への切替えを積極的に進め、切替えができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。
- (5) 市有施設については、必要性、事業効果等を総合的に検証し、財産の売却、譲渡、転用、廃止を積極的に進めるほか、維持管理費等について見直しを行い、経費の縮減に努めること。
- (6) 複数年にわたる施設の改修等を行う場合は、概算の計画額を盛り込んだ全体計画を作成の上で、予算要求すること。

- (7) 執行時において安易に経費の流用を行うことのないよう、事業の精度を高め適切な積算を行い、予算要求すること。
- (8) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官・担当官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もりを行うこと。
- (9) 特別会計および公営企業会計への繰出金については、独立採算の原則に基づき、安易に一般会計からの財政援助に依存しないよう、基準内外を問わず見直すこと。

3 予算要求方法

(1) 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

(2) 経常経費

ア 経常経費は、平成24年度と同様に部局枠配分を行う。一律削減率を一般財源ベースで前年度比△3.0%としたので、部局枠配分額の範囲内で予算要求すること。

イ 平成24年度から供用開始した新規施設の維持管理経費等については、一件査定を行うので、実績等を踏まえ、要求額が過大にならないよう十分精査すること。

(3) 政策経費（成長戦略事業）

ア 成長戦略事業は、中間行政経営会議において成長戦略事業に位置づけられた事業とし、一件査定を行う。

イ 当初予算の見通しにおける一般財源所要額は、17億円（前年度同時期の見通しと同額）と見込んでいる。予算要求にあたっては、中間行政経営会議における指示事項を反映させるとともに、要求額が過大にならないよう十分精査すること。

ウ 中間行政経営会議において、実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。

(4) 政策経費（成長戦略事業以外の政策経費）

ア 当初予算の見通しにおける一般財源の削減率を前年度比△10.0%と見込んでいることから、部局内の事務事業の優先順位を考慮し、効率化・重点化を図りながら予算要求すること。

イ 平成25年度予算編成においては、平成24年度と同様に一件査定を行う。

ウ 旧準義務的経費である特別会計繰出金・企業会計繰出金等についても、一件査定を行う。

第4 その他の事項

1 資料等について

予算査定資料の変更点・確認事項等の参考資料については、必要に応じ別途送付する。

2 今後の日程（予定）

予算案提出期限	平成24年11月7日（水）
財政課担当査定	平成24年11月7日～11月中旬
財政課長査定	平成24年11月中旬～12月中旬
企画財政部長査定	平成24年12月中旬～12月下旬
市長査定	平成25年1月上旬～1月中旬